

# 第6章

## 関係資料

- 1 長野県食と農業農村振興の県民条例
- 2 長野県食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規程
- 3 長野県食と農業農村振興審議会・地区部会の委員名簿及び策定経過
- 4 用語解説

平成 18 年 3 月 30 日公布

長野県条例第 25 号

山高く、水清く、凛とした空気の本県は、南北に長い広大な県土と、四季の変化に富んだ自然環境のもと、たゆみない農業者の努力により、全国有数の食の供給県として発展してきた。

また、本県の農業及び農村は、人々の命の源となる食料を生産するとともに、県土の保全、水資源のかん養、日本のふるさとの原風景としての景観の形成、文化の継承、食文化の形成等多様な役割を果たしており、地域に住む人々の生活の場であるとともに、訪れる人に明日への活力とやすらぎを与えてきた。

しかしながら、近年、本県の農業及び農村を取り巻く情勢は、輸入農産物の増加、農畜産物の価格の低迷、環境対策への対応、遊休農地の極端な増加等大きく変化しており、さらには、食の安全の確保、食育の重要性や食文化に対する関心の高まり等新たな農業及び農村の創造に向けての対応が求められている。

こうした中で、本県の豊かな緑への貢献を始めとする農業及び農村の多面的機能に対する県民の理解をさらに深めるとともに、農業及び農村の再生のために、生産から消費までの各段階で、それぞれの役割に応じた適切な取り組みと連携を行うことが必要である。

このような認識に基づき、本県の食と農業及び農村の振興について、広く県民が参加する基本的な姿勢を示すとともに、地域の可能性や実情に即した計画を定め、実効性ある施策を具体化するため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、食と農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県、農業者、食品産業等に関する事業者（以下「事業者」という。）等の責務等を明らかにすることにより、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって食と農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した本県農業及び農村の持続的発展並びに本県経済の健全な発展を図ることを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、安全で安心できる良質な食料が安定的に供給されなければならない。

2 食料の供給は、農業経営の安定化を図りつつ、自給率の向上、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する県民の需要に即して行われなければならない。

3 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生

産活動が行われることにより生ずる食料その他の農畜産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、県民生活及び県民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

4 農業については、その有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、県内各地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

5 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村等と連携を図るとともに、農業者及び農業関係団体、事業者、消費者及び消費者団体等と協働するよう努めなければならない。

（農業者及び農業関係団体の役割）

第4条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全で安心できる良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に自ら主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 農業者及び農業関係団体は、農業生産活動に当たっては、自然と共生する農業を目指し、環境保全型農業の実践に努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念を踏まえ、消費者に対する安全で安心できる良質な食料の安定的な供給に努めるとともに、県産農畜産物の利用の推進に努めるものとする。

（消費者及び消費者団体の役割）

第6条 消費者及び消費者団体は、食と農業及び農村の果たす役割に対する理解を深め、健全な食生活の重要性を認識するとともに、県産農畜産物の消費及び利用を推進すること等により、食育及び食文化の発展に積極的な役割を果たすものとする。

（財政上の措置）

第7条 県は、食と農業及び農村の振興を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の実施状況の公表）

第8条 知事は、毎年、県が講じた食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について、議

会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

## 第2章 食と農業及び農村の振興に関する基本的施策

### 第1節 食と農業農村振興計画

第9条 知事は、食と農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、数値目標等を示し、食と農業農村振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

- 2 知事は、振興計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県食と農業農村振興審議会の意見を聴かなくてはならない。
- 3 前項の規定は、振興計画の変更について準用する。

### 第2節 食と農業及び農村の振興に関する施策

（農業経営の安定等）

第10条 県は、農業経営の安定及び多様な発展を図るため、経営所得安定対策・価格対策及び農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（農畜産物の生産及び供給等）

第11条 県は、安全で安心できる良質な農畜産物の生産及び供給を促進するため、農薬、肥料等の適切な使用、食品の表示の適正化その他必要な措置を講ずるとともに、農畜産物の流通及び加工の過程における衛生管理及び品質管理の高度化その他の農畜産物を利用した商品の流通及び加工の体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

（環境と調和し共生する農業の推進）

第12条 県は、環境と調和し共生する農業の推進を図るため、農業者等が行う有機物資源を活用した土づくりの促進等農業の自然循環機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

（地域の特性を生かした農業の促進）

第13条 県は、立地条件、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、需要に即した農畜産物の生産、品質確保のための技術の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（農村及び中山間地域等の総合的な振興）

第14条 県は、農村及び中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。）の総合的な振興を図るため、生活環境の整備による定住の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業生産基盤の整備等）

第15条 県は、農畜産物の安定した生産を図るため、地域資源の保全に配慮しつつ、農業生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保、遊休農地の活用、有害鳥獣対策その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業技術の向上）

第16条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全及び農業生産性の向上のための農業技術の開発等を推進し、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業の担い手の確保等）

第17条 県は、意欲ある農業の多様な担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援、農業経営の法人化及び集落営農等多様な農業経営形態の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農畜産物の販路の拡大等)

第18条 県は、農畜産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、事業者との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第19条 県は、農業の持続的な発展を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農畜産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(消費者団体との連携強化)

第20条 県は、県民が県産農畜産物への理解を深めるとともに、地産地消（県産農畜産物を県内で消費し、又は利用することをいう。）及び旬産旬消（旬の農畜産物を旬の時期に消費することをいう。）を推進するため、消費者団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第21条 県は、活力ある農村の自律を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第22条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、その多面的機能に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進)

第23条 県は、健全な食生活の実現を図るため、家庭、学校、地域社会等において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供、食農教育に関する人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第24条 県は、地産地消及び旬産旬消を推進し、県民が安全で安心できる良質な県産農畜産物を定期的かつ安定的に購入できるよう、県産農畜産物の生産及び流通体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 長野県食と農業農村振興審議会

(設置)

第25条 食と農業及び農村の振興に関する重要事項を調査審議するため、長野県食と農業農村振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第26条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 振興計画の策定に関する事項
- (2) 県が実施する食と農業及び農村の振興に関する施策に関する事項
- (3) その他食と農業及び農村の振興に関する重要事項



(組織)

第27条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 農業者の代表者 4人
- (2) 農業協同組合、農業委員会、その他農業関係団体の代表者 3人
- (3) 市町村の代表者 1人
- (4) 県議会議員 2人
- (5) 消費者の代表者 2人
- (6) 食品産業、流通産業等の事業者の代表者 2人
- (7) 食料、農業又は農村に関し優れた識見を有する者 1人

3 前項の規定による委員の任命は、同項第1号に掲げる者については、次に掲げる区域ごとに行うものとする。

- (1) 上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡及び小県郡
- (2) 岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡
- (3) 松本市、大田市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡及び北安曇郡
- (4) 長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第29条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。

(部会)

第31条 審議会に、地域振興局の管轄区域ごとに部会を置くものとする。

#### 第4章 補則

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和 27 年長野県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

（「次のよう」略）

附 則（平成 20 年 12 月 18 日条例第 49 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日条例第 19 号）

この条例は、平成 25 年 7 月 11 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 15 日条例第 44 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 長野県食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規程

### 第1 設置の目的

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づいて策定する「長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」）策定及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関し、各地域の県民の意見の反映と、地域の特性を生かした地域別の発展方向の策定及び検証を行うため「長野県食と農業農村振興審議会」に地区部会を設置する。

### 第2 地区部会の設置

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に規定されているとおり、地域振興局の管轄区域ごとに、部会を設置する。

### 第3 地区部会の組織

- (1) 地区部会は、部会委員 10 人程度で組織する。
- (2) 地区部会の部会委員は、農業者、消費者、農業関係団体、農業委員、市町村職員などから、地域振興局長が任命する。
- (3) 部会委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4 会議の運営

- (1) 地区部会には部会長を置き、部会委員が互選する。
- (2) 部会長は、会務を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。
- (3) 会議は、部会長が招集し、会長が議長となる。
- (4) 部会長が認める場合は、部会委員以外の者がオブザーバーとして協議に参画することができる。
- (5) 会議は、部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (6) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (7) 会議は、原則として公開とする。
- (8) 地区部会の事務局は、地域振興局農政課に置くこととし、事務局長は、地域振興局農政課長の職にある者が充たる。

### 第5 地区部会の任務

地区部会は、次に掲げる事項について検討し、部会長は、「長野県食と農業農村振興審議会」に報告するものとする。

- (1) 県が策定する振興計画及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関する地域の意見の集約



- (2) 県の振興計画に基づき、地域の特性を踏まえた「地域別の発展方向」の策定及び検証
- (3) その他、食と農業及び農村の振興に関し、地域で必要な事項

(補 足)

この規程に定めのあるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

(附 則)

この規程は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### ③ 長野県食と農業農村振興審議会・地区部会の委員名簿と策定経過

#### (1) 長野県食と農業農村振興審議会

##### ア 委員名簿

【敬称略、五十音順、平成 30 年 3 月現在】

委員氏名・プロフィール		備考
会 長 小林 芳雄	(一財)大日本蚕糸会 会頭、農林水産技術会議 会長	有識者
会長代理 春日十三男	長野県農業協同組合中央会 専務理事	農業団体
委 員 赤羽 昭彦	長野県土地改良事業団体連合会 常務理事	農業団体
// 板花 守夫	長野県農業会議 副会長	農業団体
// 埋橋 茂人	長野県議会議員	県議会
// 織田ふじ子	長野県消費者の会連絡会 幹事	消費者代表
// 清沢 英男	長野県議会議員	県議会
// 小山 英壽	長野県農業会議 副会長	H29.3.2 辞任
// 嶋崎 秀樹	(有)トップリバー代表取締役社長、長野県農業法人協会会長	農業者代表(東信)
// 菅沼 晃	若手農業者(長野県農業士協会 監事)	H29.8.4 退任
// 園原 規子	長野県栄養士会 会長	消費者代表
// 竹内 和恵	若手農業者(NAGANO農業女子コアメンバー)	農業者代表(北信)
// 武田 昭彦	長野県農業経営者協会 会長	農業者代表(中信)
// 殿倉由起子	若手農業者(PALネットながの 会長)	農業者代表(南信)
// 花岡 利夫	長野県市長会(東御市長)	市町村代表
// 平林 明人	長野県町村会(松川村長)	H29.8.4 退任
// 堀 雄一	長野県農産物等輸出事業者協議会会長、長野県連合青果(株)代表取締役社長	流通等事業者代表
// 丸山 栄一	長野県議会議員	H29.3.9 辞任
// 宮坂 公美	宮坂醸造(株) ショップディレクター	流通等事業者代表

##### イ 策定経過

期 日	項 目	内 容
2016年8月30日	第1回審議会	・第3期長野県食と農業農村振興計画の策定スケジュールについて ・第3期長野県食と農業農村振興計画への意見、提言について
2017年2月14日	第2回審議会	・第3期長野県食と農業農村振興計画の策定について諮問 ・第2期長野県食と農業農村振興計画の進捗状況について ・食と農業農村を取り巻く情勢と現状と課題について
2017年6月12日	第3回審議会	・第3期長野県食と農業農村振興計画の骨子について ・第3期長野県食と農業農村振興計画の展開方向について
//	現地調査	松本市 花き経営体、安曇野市 夏秋いちご経営体
2017年7月12日	現地調査	御代田町 大規模露地野菜経営体、東御市 ワイン用ぶどう団地造成事業、大規模稲作経営体、上田市 農産物直売所、大規模ワイン用ぶどう団地、佐久市 鶏卵経営体
2017年7月18日	現地調査	伊那市 酪農経営体、都市農村交流施設、小水力発電施設、駒ヶ根市 稲作とねぎの複合経営体
2017年8月29日	第4回審議会	・平成28年度に実施した食と農業農村の振興に関する施策の実施状況 ・第3期長野県食と農業農村振興計画の素案について
2017年11月13日	第5回審議会	・第3期長野県食と農業農村振興計画の答申案について ・知事に答申
2017年12月18日 ～2018年1月17日	パブリックコメント	・県民からの意見・提言募集

## (2) 地区部会

【敬称略、五十音順、平成30年3月現在】

**佐久地区部会** (11名) 第1回：2017年7月18日、第2回：2017年9月22日

部会長：市川覚（佐久農業委員会協議会長）

甘利和歌子（有限会社 アマリファーム）、池田剛（小諸市経済部農林課長）、今井力（南牧村産業建設課長）、後藤邦一（株式会社ツルヤ取締役商品部マネージャー）、小林清（佐久浅間農業協同組合営農指導部長）、小林八代枝（長野県農村生活マイスター協会佐久支部長）、杉原茂寿（長野県農業経営者協議会南佐久支部長）、高地清美（信州小諸食ママ倶楽部代表、おいしい信州ふーど名人）、新津正幸（ハケ岳農業協同組合農業部長）、丸山和則（長野県農業士協会北佐久支部長）

**上田地区部会** (11名) 第1回：2017年7月13日、第2回：2017年9月13日

部会長：柴崎義和（上田市農業委員会会長）

片田幸男（青木村建設農林課長）、金井泉（東御市農林課長）、金山睦夫（長和町産業振興課長）、工藤秀樹（上田市農政課長）、小林敬子（上小地区農村女性団体連携会議会長）、清水俊文（雷電くるみの里駅長）、鈴木三千夫（長野県農業経営者協会上小支部長）、中山孝（信州うえだ農業協同組合常務理事）、藤森たか江（長野県農村生活マイスター協会上小支部長）、吉川由紀子（上田地域消費者の会研修部長）

**諏訪地区部会** (10名) 第1回：2017年7月19日、第2回：2017年9月27日

部会長：両角善太郎（信州諏訪農業協同組合 常務理事）

後藤政江（三印㈱代表取締役社長）、濱紀一（諏訪市農業委員会会長）、宮坂えみか（長野県農村女性マイスター）、宮坂公美（宮坂醸造㈱シヨップディレクター）、宮坂直治（有ハケ岳農産社社長）、宮下昇子（長野県女性農業委員の会諏訪支部長）、柳澤源太郎（諏訪農業経営者協会）、山本敦司（たてしな自由農園 常務取締役）、和田正生（富士見町産業課長）

**上伊那地区部会** (10名) 第1回：2017年7月26日、第2回：2017年9月27日

部会長：下村篤（上伊那農業協同組合 常務理事）

安藤直樹（丸伊 伊那青果株式会社 代表取締役）、一ノ瀬敏樹（辰野町産業振興課長）、織井秀夫（三峯川沿岸土地改良区連合理事長）、関幹子（長野県農村生活マイスター協会上伊那支部長）、堺澤豊（上伊那農業委員会協議会長）、田中一男（長野県農業経営者協会上伊那支部長）、土村みどり（長野県栄養士会伊那支部長）、原美子（長野県女性農業委員の会上伊那支部長）、桃澤明（伊那酪農業協同組合代表理事組合長）

**南信州地区部会** (11名) 第1回：2017年6月28日、第2回：2017年9月27日

部会長：本田武司（南信州農業委員会協議会長）

飯島世志恵（下條村農業委員、農村生活マイスター）、伊藤弘（飯田市農業課長）、熊谷一成（飯田青果（株）代表取締役社長）、胡桃沢健（小渋川土地改良区理事長）、小林正和（みなみ信州農業協同組合常務理事）、菅沼晃（前長野県農業士協会会長）、菅沼栄美子（加工組合かあちゃんの店組合長）、遠山幸江（みなみ信州農協女性部長）、松尾新示（長野県農業経営者協会下伊那支部長）、矢島美恵子（飯田消費者の会代表）

**木曾地区部会** (10名) 第1回:2017年7月19日、第2回:2017年10月11日

部会長:高橋徳(木曾農業協同組合 代表理事組合長)

奥牧久子(長野県農村生活マイスター協会木曾支部長)、小林昌治(木曾町農林振興課長)、瀬脇進(畜産農家)、千村孝男(木曾町観光協会長)、長淵充草(木曾地方農業委員会協議会長)、原恵美子(木曾どぶろく研究会副会長)、松井淳一(木曾地域特産加工開発連絡会長)、村上淳(長野県議会議員)、湯川尚子(株式会社湯川酒造 代表取締役社長)

**松本地区部会** (13名) 第1回:2017年7月18日、第2回:2017年9月27日

部会長:小林弘也(松塩筑安曇農業委員会協議会長)

犬飼公紀((株)今井恵みの里取締役社長)、岩垂聡(長野県農業経営者協議会松筑支部長)、織田ふじ子(松本市消費者の会副会長)、太田清(塩尻市農業公社常務理事)、大竹範彦(安曇野市農林部農政課長)、上條信太郎(中信平土地改良区連合理事長、長野県梓川土地改良区理事長)、田中均(松本ハイランド農業協同組合常務理事)、寺島敬幸(松本市公設卸売市場協議会長、(株)長印松本支社長)、古沢明子(長野県女性農業委員の会松本支部長)、丸山秀子(安曇野北穂高農業生産組合代表理事組合長)、宮島治彦(筑北村産業課長)、矢ノ口元子(長野県農村生活マイスター協会安曇野支部長)

**北アルプス地区部会** (12名) 第1回:2017年7月26日、第2回:2017年10月5日

部会長:窪田義雄(大北農業協同組合 常務理事 営農経済事業本部長)

市川充子(池田町消費者の会会長)、一柳徳行(鈴ひかり有限責任事業組合代表)、薄井敦行(大雪渓酒造株式会社代表取締役) 碓井道乃(緑翠亭景水 取締役若女将)、太田芳寛(北安曇地区農業委員会協議会長)、榛葉良子(安曇野松川村農家民宿連絡協議会代表)、伊達仁彦(白馬村観光局営業グループ営業プロデューサー)、福島俊(有限会社ライスファーム野口代表取締役)、細井忠(大町市農林水産課長)、丸山祥子(いーずら大町特産館理事館長)、横澤勲(小谷村観光振興課長)

**長野地区部会** (11名) 第1回:2017年7月10日、第2回:2017年9月19日

部会長:滝澤勝己(グリーン長野農業協同組合常務理事)

海野利子(坂城町消費者の会会長)、小林義之(信濃町産業観光課長)、竹内幸子(有限会社たんぼぼ取締役)、竹前啓子(長野県農村生活マイスター協会高井支部長)、竹村健治(長野県農業経営者協会長野支部長)、野村隆夫(長野県農業士協会高井長野支部長)、長谷部菊子(長野県女性農業委員の会長野支部副支部長)、堀敦(長野県連合青果株式会社長野支社執行役員野菜部長)、宮澤清志(ながの農業協同組合代表理事専務理事)、宮下将之(須坂市農林課長)

**北信地区部会** (10名) 第1回:2017年7月25日、第2回:2017年9月28日

部会長:望月隆(中野市農業協同組合常務理事)

岡田治(長野県農業経営者協会飯水支部)、荻原育夫(ながの農業協同組合みゆき地区担当副組合長)、小橋善行(中野市農政課長)、佐藤弘子(飯山市農業委員)、清水絵美(長野県農業士協会下高井副支部長)、下田安子(長野県農村生活マイスター協会下高井支部)、武田浩明(株式会社長印中野支社長)、出澤俊明(飯山市農林課長)、湯本英里(女将の会「ゆのか」湯本旅館女将)

## 4 用語解説

ア	アニマルウェルフェア	家畜の快適性に配慮した家畜飼養管理
い	一次加工品	カット野菜など農畜産物を直接の原料として、その性質を大きく変更することなく処理・加工を行ったもの
い	一年養成苗	アスパラガス栽培において、定植後の生育が安定するとともに定植2年目から本格的な収穫が可能となる一年間養成した大苗
い	1等米比率	農産物検査法の品質基準に基づき、登録検査機関が検査した総量に占める1等格付米の割合
い	稲WCS	稲発酵粗飼料（稲の子実が完熟する前に穂と茎葉を一体的に収穫・密封し、嫌気的条件下のもとで発酵させた貯蔵飼料）。WCSは、ホールクロップサイレージの略
イ	イリゲーションシステム	水田や畑地へ農業用水を供給する施設（かんがい施設）
イ	インショップ	Shop in Shopの略。デパート、スーパーマーケットやショッピングセンターなどの商業施設が持つ集客力を利用して、独自のスペースを持って営業している店舗のこと。スーパー等に併設されている農産物直売コーナーも含まれる
エ	エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する計画を提出して知事に認定を受け、環境に優しい農業を実践する農業者
エ	エコフィード	エコロジー（ecology）、節約（economy）等を意味するエコ（eco）と飼料を意味するフィード（feed）を併せた造語で、食品製造副産物や余剰食品等の食品循環資源を原料として加工処理されたりサイクル飼料
エ	エディブルフラワー	植物の花を食材として用いたり食用に供せられる花。また、食卓の彩りを華やかに演出する花
お	おいしい信州ふード	県内で生産された農畜水産物、主原料が信州産の加工食品、信州に根差した郷土食などの食品の価値を県民と共有し、県内外に発信する取組
お	親元就農者	親の農業経営を将来引き継ぐことを目的として、親元に就農した者
が	外国人技能実習制度	諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れて、各産業の技能等を修得してもらおう制度。農業分野においては耕種農業（「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」）や畜産農業（「養豚」「養鶏」「酪農」）の技能実習が行われている
カ	カスタマーイン	マーケットインの考え方を更に発展させ、個々の消費者や実需者のニーズに応じて生産する考え方
か	家族経営協定	家族で取り組む農業経営について、経営方針や経営における家族一人ひとりの役割、就業条件などについて、家族間の十分な話し合いのもとに決めた取り決め
か	家族経営体	農業経営体のうち個人経営体（農家）及び1戸1法人（農家であって農業経営を法人化している者）
カ	カバークロープ	二酸化炭素貯留、土壌浸食防止、景観の向上、雑草抑制などを目的として、農作物を栽培していない時期に露出する地表面を覆うために栽培される作物
か	川普請	地域住民の協働活動により、水路などの修理・草刈りを行う勤労奉仕の作業
か	環境制御技術	気温、湿度、日射、CO <sub>2</sub> 、風向、風速、降雨、培地温などを測定し、それぞれ最適な状態にするために暖房機、換気、遮光など複合的に自動制御する技術



か	観光農園	農業者がほ場において観光客等に自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を観光させて代金を得る農園。又は事業
き	基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者
き	基幹的農業水利施設	100ha以上の農地へ農業用水を供給するための用水路、取水口、ため池等、及び100ha以上の農地からの排水を受ける排水路、排水機場
き	企業型経営体	従業員を雇用して生産や販売などの部門ごとの専門スタッフが配置されている経営体
き	北アルプス山麓ブランド	北アルプス地域の農畜産物や農産加工品等の中で、特に優れたものを北アルプス山麓ブランド品として認定し、情報発信することにより、地域産業の振興と地域活性化に資する取組
き	機能保全計画	基幹的農業水利施設を対象とした長寿命化計画。施設の機能診断結果に基づく中長期的なサイクルを見据えた補修や補強等により、施設の機能を保全し、残存年数を伸ばすために必要な事項を定めた計画
き	基本構想水準到達者	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が定めた農業経営基盤強化促進基本構想に示す、効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成していると市町村長が位置付けた者
グ	グループシステム	母豚をグループ化し、グループごと数週間分の母豚を1週間ごとにまとめて分娩させ、日齢が揃った子豚をロットごとにオールイン・オールアウトするシステム
け	経営耕地	農業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計 経営耕地＝所有耕地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地
け	県オリジナル品種	長野県の気象や立地条件、実需者ニーズ等を踏まえ、県の農業関係試験場において開発・育成し、品種登録された品種
け	兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家。農業所得を主とする兼業農家を第1種兼業農家、農業所得を従とする兼業農家を第2種兼業農家という
げ	減災	災害時において発生し得る被害を最小化するための取組。防災が被害を出さない取組であるのに対して、減災とは予め被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの
こ	公共牧場	県や市町村、農業協同組合等が管理運営する、農家等から牛を預かり育成や繁殖を担う牧場
こ	耕種農家	田畑を耕し、作物を作付け栽培している農家
こ	耕畜連携	米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し畜産農家へ供給したりするなど、耕種農家と畜産農家が連携を図ること
こ	耕地利用率	耕地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合
こ	耕作放棄地	以前耕作していた農地で、過去1年以上作物を栽培せず、この数年間で再び耕作する考えのない農地
こ	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
こ	高密度播種育苗	種 <sup>ちか</sup> 粉を通常の1.5倍の密度で播 <sup>は</sup> 種し育苗する技術（育苗日数が短縮でき、田植えに使用する苗箱数を減らすことでコスト削減や運搬労力の軽減につながる）
コ	コールドチェーン	生鮮食料品等について、生産段階から消費段階まで所定の低温に保ちながら流通させる体系



こ	国際水準GAP	食品安全、環境保全、労働安全に加え、人権保護及び農場経営管理に係る生産工程管理の取組。国内ではJGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P.が推奨されている。
こ	跨道橋	道路の上を越えるために設置される水路や道路などの橋
コ	コントラクター	畜産農家等から飼料作物の収穫作業等を受託する組織
じ	自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
し	指定産地	野菜生産出荷安定法に基づき、主要な野菜（レタス、はくさい、キャベツ等14品目30種別）の出荷を行い、かつ、一定の要件を満たした生産地域として農林水産大臣が指定した産地
し	市民農園	サラリーマン家庭や都市住民のレクリエーションとしての自家用野菜栽培や高齢者の生きがいづくり、子どもたちの体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花などを育てる農園のこと。日帰り型市民農園と滞在型市民農園の2タイプがある
し	集落営農	集落など地縁的にまとまりのある地域において、農家が共同化・統一化に関する合意の下に行う生産活動
し	集落営農組織	集落を単位として営農を目的に、農家等により構成される組織で、任意の組織のほか、農事組合法人、株式会社などの法人形態がある
し	主業農家	農業所得が主（農業所得が農外所得以上）で1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
じ	準主業農家	農外所得が主（農家所得の50パーセント未満が農業所得）で1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
し	飼養衛生管理基準	畜産農場内に病原体の侵入を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、各農場において、疾病の発生を予防するため、家畜の所有者が遵守すべき基準
じ	常雇い（常雇用）	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人のこと
し	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
し	新規就農里親研修	県職員の就農コーディネーターが、新規就農希望者の就農までのプラン作成を支援するとともに、県に登録している里親農業者が栽培技術や経営管理に係る知識の習得等を支援する研修
し	信州あんしん農産物（牛肉）生産認定農場	牛肉を生産する農場の情報開示と、農場の衛生管理状況の確認、記帳確認及び食中毒を引き起こす可能性のある細菌のモニタリング検査等を受け、消費者に安全で安心な牛肉を提供できると県が認定した農場
し	信州ACE（エース）プロジェクト	世界一の健康長寿県をめざした健康づくりの県民運動で、Action（体を動かす）、Check（検診を受ける）、Eat（健康に食べる）の3つの取組を推進
し	信州黄金シャモ	長野県畜産試験場でシャモと名古屋種を交配することにより作り出した肉用地鶏（歯応えと食味成分の高いことが特徴で料理研究家の服部幸應氏が命名）
し	信州子どもカフェ	学習支援や食事提供を核に、悩み相談、学用品のリユース等の様々な機能を持ち、継続的に開催する子どもの居場所の総称（愛称）
し	信州サーモン	長野県の水産試験場でニジマスの雌とブラウントラウトの雄を交配させて作り出した養殖魚（サーモンを思わせる銀色の身体と紅色の身が特徴）

し	信州産シカ肉認証制度	「信州ジビエ衛生管理ガイドライン・衛生マニュアル」に従って適切な信州産シカ肉の処理・加工・販売を実施している施設を認証する制度。認証は、信州産シカ肉認証審査委員会が認証審査を行い、適性と認められた処理施設を長野県と信州ジビエ研究会が連名で行う
し	信州ジビエ	県内で捕獲され、処理施設で適切に生産された野生鳥獣の肉
し	信州大王イワナ	受精卵に温度刺激を加えることにより、通常2対の染色体群を3対持つようにした全雌3倍体イワナ。成熟しないため、一年中おいしく食べられる
し	信州農業MBA研修	就農後概ね5年以上で農業経営が確立されている若手農業者等を対象とした、活用・応用できる実践的かつ最先端の高度な経営知識・経営技術等を習得するための研修
し	信州の環境にやさしい農産物認証	土壌診断に基づく適正な土づくりを行ったほ場において、化学肥料を地域慣行施肥量の50%以上削減し、化学合成農薬を地区農薬使用回数の原則50%以上削減した方法で生産された農産物を、県知事が認定する制度
し	信州の伝統野菜	長野県内で昔から栽培されている野菜のうち、「来歴」「食文化」「品種特性」という3項目について、一定の基準を満たしたもの
し	信州ブランド魚	長野県が独自に開発したオリジナル品種など、信州で生産された特産魚。本計画では信州サーモンと信州大王イワナを指す
し	信州プレミアム牛肉	長野県が独自に定めたおいしさ基準（霜降り（脂肪交雑）の入り具合と「香り・口溶け」に影響するオレイン酸含有率）を満たす安全・安心でおいしい牛肉
し	信州ワインバレー構想	ワイン用ぶどうの栽培から醸造、販売、消費にわたる振興策を示し、県産ワインのブランド化とワイン産業のさらなる発展を推進し、ひいては本県の発展に寄与することを目的とした構想
し	新長野県農村女性チャレンジプラン	第6次長野県農村女性プラン。農村女性が個性や能力を發揮し、農業生産や食をはじめとする文化を創り、さまざまな人と協力して次代の農村を築いていくための指針となる計画。計画期間は2018年度（平成30年度）～2022年度の5年間
す	水田フル活用ビジョン	主食用米の需給調整を踏まえ、地域の水田をフルに活用した特色のある魅力的な産地づくりに向けた作物等の作付誘導計画書で、「作物ごとの取組方針」や「課題解決に向けた取組・目標」、「作物転換支援として交付される産地交付金の活用方法」等で構成
す	ストックマネジメントサイクル	ストックとは、道路、農業水利施設など国民の公共財産のことをいい、それら施設の長寿命化や維持管理コストの低減を図るため、調査・診断を踏まえた対策の検討・実施、その後の評価、蓄積されたデータの活用を継続的に行うこと
ス	スペシャル繁殖牛	遺伝的に産肉能力や繁殖性の高い肉用雌牛
せ	世界農業遺産	社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、地域的まとまり、農業生物多様性など、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを国連食糧農業機関（FAO）が認定する制度
せ	専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家
セ	センシング技術	センサー（感知器）などを使用してさまざまな情報を計測・数値化する技術の総称。温度や明るさ、衝撃の強さといった要素を定量的データとして収集し、応用する技術全般が含まれる

そ	総合化事業計画認定事業者	六次産業化・地産地消費に基づき、農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行うための総合化事業計画を作成し、国から認定を受けた事業者
そ	総合的病害虫雑草管理 (IPM)	様々な防除技術を組み合わせることで、環境負荷を軽減しながら、収量や品質に経済的な被害が出ない程度に、病害虫や雑草の発生を抑制しようとする取組
ソ	ソーシャルビジネス	少子・高齢化、障がい者支援、地域コミュニティ開発など社会的課題の解決を図るため、持続可能なビジネス手法で取り組む事業
そ	草生栽培	果樹園に牧草等を生やす園地管理法で、二酸化炭素貯留、土壌浸食防止、地温・土壌水分調節、有機質の補給、果実早熟等の効果がある
そ	総農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯、又は10a未満であっても年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯の戸数
そ	組織経営体	農業法人、集落営農組織、JA出資による法人等営農の農業生産や集落営農等を目的とする組織の総称
そ	粗飼料	家畜に給与する飼料の中で、生草、サイレージ、乾草、わら類等を指す
そ	排水	農業用水路など利水を目的に造られた水路の総称
た	代謝プロファイルテスト	家畜の血液成分値を測定し、摂取した栄養と維持・生産に利用されるもののバランスと健康状態をチェックする診断方法
ち	地域DMO	地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立って、観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に実施するための調整機能を果たす法人
ち	地下かんがいシステム (FOEAS (フォアス))	水田に有孔管を埋設し、排水と給水の両方の機能を備えた地下水水位制御施設。降雨時には地下排水、晴天が続いて土が乾燥した時には地下からの給水を行い、水田で栽培される畑作物の安定生産などに効果がある
ち	畜産GAP	農業生産活動の持続性を確保するため、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組
ち	畜産クラスター	畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・終結し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制（ぶどうの房のように個が連携した集合体のことをクラスターという）
ち	畜産ヘルパー	酪農家などが休日を取れるように、農家に代わって家畜の世話をする仕事。又は、その仕事に従事する者
ち	地消地産	地域にある資源を活用して、地域で消費するものを地域で生産する取組
ち	中核的経営体	次代を担い本県農業の中核となる経営体。認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農組織の総称
ち	直播栽培	田植えをせず、出芽向上を図るための資材をコーティングした種粉を水田に直接播く栽培方法（苗づくりの手間が省けるため、大規模農家などでは面積拡大が可能となる。本県では播種前に代掻きを行ってから専用の機械で播種する「湛水直播」が多く行われている。他に「乾田直播」がある。）
ち	地理的表示 (GI) 保護制度	伝統と優れた特性があり、その特性が産地と結びついている製品の名称を国が知的財産として保護する制度
て	定年帰農者	農村出身者が定年退職後に故郷の農村へ戻り、農業に従事すること。また、出身地を問わず定年退職者が農村に移住し、農業に従事すること



デ	デジタル農活信州	就農希望者に対し、県内の就農に関する支援情報（県、市町村、JA等）を県がまとめてインターネット上で一元的に情報発信するため構築した外部サイト
で	田園回帰（ふるさと回帰）	都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住すること
ど	胴割米	イネの出穂期以降の高温や収穫遅れ、収穫後の過乾燥等により、胚乳部分の構造が脆弱となり、亀裂が生じた玄米
と	頭首工	河川から農業用水を用水路へ引き入れるための施設の総称で、施設は取水用の堰と用水の取り入れ口で構成されている
と	土地持ち非農家	農家（経営耕地面積が10a以上の農業を行う世帯又は過去1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上ある世帯）以外で耕地及び耕作放棄地をあわせて5a以上所有している世帯
ト	トップランナー （農業トップランナー）	明確な経営理念と目標を掲げ、雇用労力の活用等により企業的な経営を展開する所得概ね1千万円（品目により異なるが販売額3千万円程度）以上の経営体（家族経営体、組織経営体）
ト	トヨタ式カイゼン手法	トヨタ自動車株式会社が自動車事業で培った、生産管理手法（トヨタ生産方式）や工程改善ノウハウを農業分野に応用し農業生産工程を管理するITツール「豊作計画」の活用と現場改善活動の組み合わせにより、農業生産性を向上する手法
な	長野県強靱化計画	大規模自然災害に対する県土の脆弱性を克服し、防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の視点から本県における様々な分野の指針となる計画
な	長野県原産地呼称管理制度	県産農産物のブランド化を目的として、県内で生産・製造された農産物や農産物加工品を原料・栽培方法・味覚を基準に評価し、味と品質が特に優れたものを認定する制度
な	長野県食育推進計画	県民が「食」を通じて生涯にわたって心身の健康増進を図ると共に、豊かな人間性を育むための方向性や施策を取りまとめた計画
な	長野県地域防災計画	本県の防災体制について、国、県、市町村等のとるべき対策や県民の責務などの方針を定めた計画
な	なし樹体ジョイント仕立て栽培	主枝を片側一方向へ延長し、先端部を隣接樹へ接木により連結し、複数樹を直線状の集合樹に仕立てることにより、早期成園化、樹勢安定、栽培管理の効率化等を図る栽培方法
に	二地域居住者	都市住民が農山漁村などの地域に同時に生活拠点等を持つこと
に	2年3作	水田において、水稻・麦・大豆などの作物を組み合わせ、水田の高度利用や収益の向上、農業機械の効率的利用等をめざし、水稻→麦→大豆のように2年間で3作物を輪作する栽培体系
に	日本農業遺産	社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、地域的まとまり、農業生物多様性など、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを農林水産大臣が認定する制度
に	認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村長が「青年等就農計画」を認定した農業経営体。就農当初に必要な営農資金等の支援措置の対象となる
に	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村長が「農業経営改善計画」を認定した農業経営体。制度資金の低利融資等の支援措置の対象となる
ね	熱交換技術	地中熱や堆肥発酵熱を回収・交換して、冷風や温水に変換する技術
の	農家レストラン	農業を営む者が食品衛生法に基づき、知事の許可を得て不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている食堂

の	農業経営体	農産物の生産を行うか、または委託を受けて農作業を行う者で、作業に係る面積や家畜頭数が一定規模以上（経営耕地面積 30 a 以上等）の者
の	農業就業人口	自営農業に従事した世帯員のうち、「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」の人口
の	農業水利施設	農地へ農業用水を供給するための用水路、取水口、ため池等、及び農地からの排水を受ける排水路、排水機場
の	農業次世代人材投資事業	次世代を担う農業者となることを志向し、一定の要件を満たす者に対し就農前の研修を後押しする資金（準備型（年間 150 万円、最長 2 年間））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（年間最大 150 万円、最長 5 年間））を交付する事業。就農時に原則 45 歳未満で県が認める農業大学校や先進農家等で研修を受ける者が対象の準備型と、原則 45 歳未満の独立・自営就農する認定新規就農者が対象の経営開始型がある
の	農業のスマート化	ロボット技術や ICT など先端技術を農業に活用して、作業の省力化、低コスト化、高品質化などを図ること
の	農業バイオマス	農業生産の過程で生じる稲わらやもみがらなど、化石燃料に由来するものを除く生物由来の再生可能なエネルギー資源
の	農場 HACCP	畜産農場に HACCP の考え方を取り入れ、家畜の所有者自らが有害物質の残留等の危害や生産物の温度管理等の重要管理点を設定し、継続的な記録管理を行うことにより、生産農場段階での危害要因をコントロールする飼養衛生管理
の	農業法人	事業として農業を営む法人の総称。農産物の生産だけでなく、農業に関連して農作業の請負や農産加工などの関連事業を行う法人も含む
の	農村コミュニティ	一定の農村地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、そこに暮らす農村住民が構成員となって、農村地域づくり活動や農村地域課題の解決等、その農村地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体・組織（集団）をいう
の	農村コミュニティ活動	農村社会（集落）にテーマ性を持ったつながりができ、農村地域づくりや地域課題解決など、農村住民が自主的・主体的に農村地域に関わる様々な活動を展開すること
の	農村の多面的機能	農業生産活動に加え、水源のかん養、洪水の防止、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村が有している多様な機能
の	農村ビジネス	農業が育んできた土地、人材、ネットワークなどの地域資源を核に、食品産業、観光業、社会福祉などとの連携により、加工、流通・販売、都市農村交流等の多角的な取組
の	農地中間管理事業 （農地中間管理機構）	農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農用地等を貸したい農家（出し手）から農用地等を預かり、担い手農家（受け手）へまとまりのある形で貸し付ける制度。本制度を進めるため長野県においては、「公益財団法人長野県農業開発公社」が県知事より「農地中間管理機構」の指定を受けている
の	農地利用最適化推進委員	農業委員会の最も重要な事務として位置付けられた農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を担当区域で進めていくため、農業委員会から委嘱された者
の	農泊	農山村に滞在し、農村地域の人々と交流したり、伝統的な生活体験をする農山漁村滞在型旅行
の	農福連携	農業分野での障がい者等の就労を推進し、障がい者等の自立と農業の担い手確保等をめざす取組

バ	バイオセキュリティ	農場外部からの病気の進入、農場内での発生、まん延を防止するための対策
は	花育	花や緑に親しみ育てる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちを育むこと
は	販売農家	経営耕地面積が 30 a 以上、又は農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家
は	斑点米	水田に飛来するカメムシ類が出穂後の籾の上から吸汁することにより、玄米に黒いまだらな斑点が生じた玄米。中山間地で被害が多く、農産物検査上の主要な格落ち要因である
ひ	人・農地プラン	国の「食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に掲げた持続的な地域農業の実現に向けた地域（集落）単位の計画で、地域での話し合いと合意に基づいて市町村が作成
フ	ファシリテーター	地域住民が学びを通じて地域の価値を捉え直し、地域課題や将来のビジョンを見据え、主体的に地域づくり活動や社会的事業に踏み出すまでのプロセスを導く役割を担う者
ふ	副業的農家	1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家（主業農家、準主業農家以外の農家）
ふ	不在地主	農地の所在地区外に居住する者
ぶ	ぶどう平行整枝短梢せん定栽培	主枝を規則正しく平行に配置し、結果母枝は画一的に 1～2 芽でせん定する栽培方法。無核栽培に適し、せん定、果房・新梢管理が直線的に効率良く作業できるとともに、開花時期、果実品質がそろいやすい
プ	プレミアム・オリジナル・ヘリテイジ	「おいしい信州ふード」で位置付けられた 3 つの厳選基準のカテゴリ <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレミアム：信州産の食材にこだわり厳選基準に基づいた米、牛肉、日本酒、ワイン等</li> <li>・オリジナル：長野県で開発された品種</li> <li>・ヘリテイジ：伝統的又は地域固有の価値を有する伝統野菜やおやき、そば等</li> </ul>
フ	フロン排出抑制法	オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロン類の排出を抑えることを目的とした法律
マ	マーケットイン	実需者や消費者のニーズを反映させ、顧客に求められるもの、又は売れるものを生産する考え方
マ	マルチプルサイトシステム	養豚繁殖・肥育分業システムで、交配・妊娠・分娩期・離乳子豚期・肥育期のステージごとに異なるサイト（場所）で飼養する方式
み	道普請	地域住民の協働活動により、道路の修理・草刈りを行う勤労奉仕の作業
ゆ	結い	農業経営体相互間で、等価交換を原則としているすべての労働交換のこと（機械作業をした代わりに、その分を手間で返してもらった場合など）
ユ	ユニバーサル農業	「園芸福祉」や「園芸療法」など農作業を行うことによる生きがいづくりや、高齢者・障がい者の社会参加などの効用を農業現場に活かす取組
よ	用排水機場	ポンプを稼働させて用水や排水の管理を行う施設の総称。用（揚）水機場は、河川や水路よりも高い農地へ用水を供給する施設。排水機場は、排水する河川の水位が排水路より高い場合に、水を強制的に排出する施設



り	りんご高密度植栽培・新しい化栽培	M. 9自根台木のフェザー苗を密植することにより、早期の収穫が可能となるほか、栽培管理の省力化、果実の高品質化、収量の増加などを図ることができる栽培方法。高密度植栽培は、新しい化栽培に比べ、早期成園化・収量増を図ることができる新しい栽培方法
ワ	ワーキングホリデー	都市住民が農家に一定期間住み込み、楽しみながら農業体験が行うとともに、農家側は繁忙期の労力として期待できるなど、相互理解に基づき実施される都市農村交流の一形態
わ	わい性台木	樹を小さくする性質のある台木（台木の品種ごとに樹を小さくする効果や果実生産効率が異なり、本県では「M. 9」、「M. 26」、「JM7」などが利用されている。）
ワ	ワイン特区	構造改革特別区域法（特区）に基づき、特区内で生産された原料で果実酒等を製造する場合は、最低製造数量基準が、年間6,000ℓから果実酒は2,000ℓ、リキュールは1,000ℓに緩和される酒税法の特例
A	AI	人工知能（Artificial Intelligence の略）論理的な推論や経験による学習を行ったりするコンピュータープログラム
D	DNA マーカー	個体の遺伝的性質や系統・品種等を特定する目印となるDNA配列
G	GAP（ギャップ）	農業生産工程管理（Good Agricultural Practice の略）食品安全、環境保全、労働安全等の視点から定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程を評価することにより、持続的な改善につなげる取組
G	GI登録産品	地理的表示（GI）保護制度により登録された農産物や農産加工品
H	HACCP（ハサップ）	食品の製造過程における衛生管理上の重要なチェックポイントを確認することにより、最終製品の安全性を確保するシステム
I	ICT	情報通信技術（情報技術の「IT（Information Technology）」に通信の「Communications）」を組み合わせた用語
I	IoT	モノのインターネット（Internet of Things の略）あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなビジネスモデル、又はそれを可能とする技術の総称
L	LED	発光ダイオード（Light Emitting Diode の略）のことで、電圧を加えたときに発光する半導体素子。小電力で長寿命であり、農業用照明としても導入が進んでいる
M	M. 9自根苗	わい性台木の一品種であるM. 9から直接発根させ、シナノスイートなど栽培品種を接木した苗木。りんご新しい化栽培に利用される
N	NAGANO農業女子	県内で農業を行う若い女性農業者（農業女子）をSNS等でゆるやかにつなぐネットワークの参加者
S	SNS	Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス（Social Networking Service の略）
U	UV-B	紫外線（UV）のB波長のことで、照射することで葉の病害抵抗性を向上させるなど効果がある



---

---

## 第3期長野県食と農業農村振興計画

平成30年（2018年）6月発行

発行・編集 長野県農政部農業政策課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL：026-232-0111（代表）

E-mail：nosei@pref.nagano.lg.jp

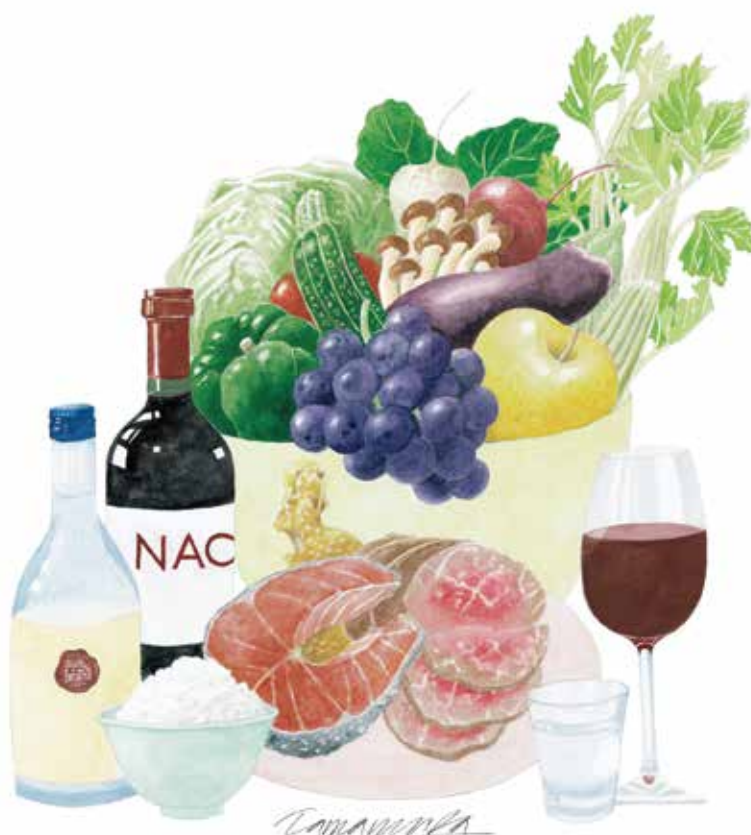
---

---

長寿日本一の恵み

# おいしい信州フード

～プレミアム・オリジナル・ヘリテージ～



## 3つの基準で選ばれた信州産農畜産物の統一ブランド

### プレミアム Premium

信州には、こだわりの食材があります。

- [長野県原産地呼称管理制度]
- [信州プレミアム牛肉認定制度]
- [地理的表示(GI)保護制度]
- [信州産シカ肉認証制度]

### オリジナル Original

信州で開発した、独自の食材があります。

- [県オリジナル育成品種]

### ヘリテージ Heritage

信州には、次代へ引き継ぐおいしい郷土食があります。

- [県選択無形民俗文化財]
- [信州伝統野菜認定制度]

◆第3期長野県食と農業農村振興計画の全文及び概要版は長野県ホームページに掲載しています。

第3期長野県食農計画

検索

お問い合わせ先

長野県 農政部 農業政策課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

TEL: 026-232-0111 (代表)

E-mail: nosei@pref.nagano.lg.jp

発行/平成30年(2018年)6月